

# 令和元年度第1回十日町市福祉有償運送運営協議会議事録

令和元年7月29日 14時～  
十日町市役所3階 全員協議会室

## 1. 開会

- (1) 開会あいさつ
- (2) 出席者自己紹介

## 2. 福祉有償運送について

### (1) 事業の概要

北陸信越運輸局新潟運輸支局

近藤高弘委員より説明

### (2) 前回運営協議会（平成29年度第1回運営協議会）議事の確認

鳩山会長：協議会の要綱や議事録等はホームページで公開されているが、変更点もあるので改めて委員の方々に目を通していただきたい。

→要綱や議事録等の資料を配布し、確認いただく。

## 3. 協議事項

### (1) 運送の区域等について

事務局より運営指針に基づいて説明後、鈴木委員（審査会会長）より7月11日に開催された審査委員会での審査結果要旨を報告。

近藤委員：運行に供される3台の車両について、福祉設備が搭載されているか。

事務局：3台のうち、ステップワゴン、アルトは回転シート等の福祉設備の無い一般的な車両である。エブリィワゴンにはスロープがついており、車椅子のまま乗車可能な車両である。

近藤委員：車の保険等については、事務局や、審査委員会において確認済みとのことだが、協議会でも確認が必要と思われる。

→保険証書写等の資料を配布し、確認いただく。

高橋委員：運送主体と事務所の住所が違うが、実質的な所在地はどこか。

誰が安全の点呼をする責任者で、だれが車の整備責任者なのか。また、事故が起きた場合の連絡方法はどのような形態になっているのか。

鳩山会長：審査委員会での確認事項を協議会でも共有してもらいたい。

鈴木委員：高橋委員からの質問のあった住所の違いの件だが、登記上の事務所の住所は代表理事の自宅住所になっており、実際の事務所は川西総合体育館内にある。それが住所の違いなのであり、実際の業務は事務所で行われる。運行管理体制、車両整備・運行指揮命令等の責任者、事故が起きた場合

の連絡体制、苦情処理等は、申請書の様式の中に記載されているので写を提示する。

→審査会資料を配布し、確認いただく。

近藤委員：運転者の名簿を見ると 65 歳以上の方が多いため安全に配慮をお願いしたいが、その点はどのような考えか。

鈴木委員：運転前に運行管理責任者が行う点検等により、適切な運行管理をしていただけるよう指導したところ。

高橋委員：運転者登録の年齢の指針では概ね 70 歳までだと思うが、新潟市も運転者不足で 70 歳を超える方が増えてきた。70 歳を超える方は適性検査を受け、問題が無ければ、新たに運転者となる方が見つかるまで 1 回のみ延長し、73 歳までの 3 年間は認めようという動きがある。ただし、この場合 2 回目以降の更新はせず、3 年の間に新しい方を探してもらおうようにしている。

今回は、初めての登録で 70 代の方が複数おり、不安な点である。

近藤委員：運転者の年齢制限については、強制力のあるルールはない。しかし、他団体の協議会では年齢の上限を定めている所もある。十日町市として、今後どういった考えであるか検討すべきである。

高橋委員：何年かに 1 度適正検査を受けるとか、75 歳までと定めるとかのルールを決めるべきではないか。この運転者数で運行できるのかも確認すべきところなのではないか。

小島委員：審査会で NPO 法人ほほえみが話していたのは、冬期間の山間地は女性 1 人での運転は厳しく、複数人で乗車することも検討しているとのことだった。

鳩山会長：初年度なので年齢や人員等に関しては様子を見て次年度更新時に確認することにするのはどうか。

鈴木委員：法律で年齢制限が謳われていないということは、協議会で決める必要があるものとする。そのため、他市の自治体の例を見ながら、次回の協議会でもう一度検討するというのはどうか。

鳩山会長：年齢、人員については市の提案を受け、運行実績を見たり、運転者の様子を報告してもらったりしたうえで、次回協議会で再び協議することにし、今回の運送の区域に係る議論は整ったということにする。

## (2) 旅客から収受する対価について

事務局より運営指針に基づいて説明後、鈴木委員（審査会会長）より 7 月 11 日に開催された審査委員会での審査結果要旨を報告。

鳩山会長：複数乗車については、複数乗車をするによって対価が変わるのではなく、原則的には乗車した人数で割るということになる。対価の部分で意見・質問等はないか。

椎野委員：AさんとBさんが複数乗車で同じ目的地に行く場合、最初に乗ったAさんは回送料金が掛かり、Bさんは回送料金が掛からず目的地までの料金だけで済むが、Bさんが1人で利用する場合は回送料金が掛かってしまう。Bさんは、出来れば複数の時に利用したいと言う可能性があるので、その点をもう少し詰めていただきたい。

高橋委員：距離によるので1人目が5キロ以内だと回送料金が掛からないが、2人目の人が単独で依頼した場合、5キロ以上になると料金が発生する。

椎野委員：そういった説明が必要だと思う。

高橋委員：高齢の方や障がいのある方に、色々な場面を想定してすべてを説明し、理解していただくのは、非常に難しい面がある。利用者のご家族などに説明し、理解を得るしかないのでは。

村山委員：基本的にタクシーだと自動で料金が計算されるが、この場合、利用者や運転者が自分で計算しなければいけないので、単発でやった方が計算しやすい。いま示されている基本料金を採用してよいのではないか。

事務局：利用者への説明という点について補足すると、NPO法人ほほえみは、利用者に対して、いくつかのルートの料金を試算して説明し、納得してもらったうえで利用者登録してもらっているとのこと。事務局では、利用者登録に係る様式を参考に見せてもらった。

渡辺委員：これは独立採算制で補助はないのか。

鈴木委員：補助は無い。

近藤委員：利用料金一覧で、1キロあたりの運送の対価が120円のところと、160円のところが混在している。理由があれば説明をお願いしたい。

事務局：料金表についてNPO法人ほほえみに確認したところ、岡山県倉敷市の王慈福社会の料金表を基に作成したとのこと。インターネットにも掲載されており、現在も利用されている料金表である。電話で先方に確認したところ、この料金表は王慈福社会が独自に作成したものではなく、岡山県全体の様子を見ながら設定したものであり、先進事例を参考にしたものとのことだった。NPO法人ほほえみからは、「古くから利用され、公開されているこの料金表を参考にさせてもらった」という回答を得ている。

近藤委員：県内にはこのような例が無く、少し違和感があったので伺ったもの。他事業との組み合わせで、トータルで採算を取ろうという考えなのだろうと理解した。

実費の範囲内という観点から、修繕費や燃料費、減価償却等を計算に入れてこの金額を算出したという理解でよろしいか。

鈴木委員：料金表はそれらを全部含めて算出したものである。

鳩山会長：他市を参考にしながら実際に運行してみるということで、NPO法人ほほえみの料金表は問題無しということにする。

旅客から収受する対価に関しては、複雑な複数乗車の事例が発生する

ことが考えづらいことと、利用者が納得したうえで会員登録している状況であるということから、現時点では協議が調ったこととする。今後、運行状況を見ながら、必要に応じて議論していくことにしたい。

#### 4. その他

事務局より今後のスケジュールについて説明。

鈴木委員：今後、他の法人から登録申請があった場合は、今回協議した旅客から收受する対価と同じ額（協議会で統一的な料金）をとすべきか、運送団体ごとに取り決めるべきか、ご意見を伺いたい。

近藤委員：実費の範囲内という規定があることから、申請団体ごとに決めるべきと考える。

鳩山会長：今後、別の団体から登録申請があった場合は、その都度協議していくことにしたい。

次回以降、個人情報に記載されている資料については、委員間で回覧して確認することとしたい。

#### 5. 閉会